

# 平成30年10月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

# 平成30年10月定例教育委員会提出案件

(平成30年10月19日提出)

## (議案事項)

議第26号	中津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について	P 1
議第27号	中津市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の改正について	P 11
議第28号	中津市立幼稚園保育料等規則の改正について	P 15

## (報告事項)

報 告	木村記念美術館・村上医家史料館・大江医家史料館・耶馬溪風物館の「文化の日」無料開放について	P 19
-----	---	------

中津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の  
制定について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成30年10月19日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

# 中津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の概要

## 1. 提案理由

学校運営協議会の設置に伴い、学校運営協議会の設置に関し必要な事項を定めるもの。(法令根拠：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6)

## 2. 内容

目的 (第1条)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規定する学校運営協議会の設置等に関し、必要な事項を定める。	
趣旨 (第2条)	保護者及び地域住民等の学校の運営への参画、支援、協力を促進し、学校と保護者等と信頼関係を深め、学校の運営の改善、児童及び生徒の健全育成に取り組む。	
設置 (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校ごとに協議会を設置(2以上の学校で1の協議会の設置可)</li> <li>設置する場合は市教委が当該学校へ通知する。</li> </ul>	
協議会の役割 (第4～7条)	承認事項	①教育目標、経営方針、②教育課程の編成に関する事項、③その他市教委又は校長が必要と認める事項
	意見の申出	①学校の運営に関する事項→市教委、校長、②学校の職員の採用その他の任用に関する事→県教委(市教委経由)
	情報提供	学校運営について地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう協議結果に関する情報を積極的に提供。
	評価	年1回以上、学校の運営状況についての評価
委員 (第8・9条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人数 15名以内</li> <li>任命 校長の推薦により市教委が任命</li> <li>構成 ①保護者、②地域住民、③学校運営に資する活動を行う者、④校長、⑤教職員、⑥学識経験者、⑦その他市教委が認める者</li> <li>任期 1年</li> </ul>	
会議 (第11～15条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>役職 会長、副会長</li> <li>招集 会長が校長と協議のうえ招集</li> <li>成立 委員の半数以上の出席</li> <li>可決 出席委員の過半数</li> <li>研修 市教委が実施</li> <li>協議会の適正な運営 市教委は協議会の運営が適正におこなわれるよう適確な把握、指導、助言、必要な措置を講じ、情報提供に努める</li> <li>庶務 対象学校</li> </ul>	

## 3. 施行期日等

- 平成31年4月1日から施行
- 学校運営協議会の設置に伴い、中津市立学校管理規則第26条の一部改正

中津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の6の規定に基づき、中津市立小学校及び中学校並びに中津市立幼稚園(以下「学校」という。)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、中津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長(園長を含む。以下同じ)の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等の学校の運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校の運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、並びに学校の運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置等)

第3条 教育委員会は、前条の協議会の設置の趣旨を達成するため、地域の実情に応じて、学校ごとに協議会を設置するものとする。ただし、教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、二以上の学校について一の協議会を設置することができる。

2 教育委員会は、協議会を設置するときは、当該協議会を設置する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会の設置に当たっては、対象学校の校長(以下「校長」という。)及び地域住民等の意見を聴くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 校長は、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び経営方針に関すること
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) その他教育委員会又は校長が必要と認める事項に関すること

2 校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。ただし、前項の承認が得られない場合は、対象学校の校長は、協議会委員の意見を聴取して暫定的な措置を定め、当該承認が得られるまでの間、学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して次の各号に掲げる事項について、教育委員会を経由し、大分県教育委員会に対して意見を述べることができる。

- (1) 学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見に関すること。
- (2) 特定の個人に対する意見ではなく、学校の運営上の課題に関する一般的な意見に関すること。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は大分県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

(地域住民等の参画の促進等のための情報提供)

第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者等の理解を深めること
- (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び推進に関すること

(学校の運営に関する評価)

第7条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、(原則15名以内とし、) 次の各号に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (2) 対象学校の通学区域の地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

3 委員は、非常勤特別職とする。

(任期)

第9条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、再任は最長5年とする。

2 第8条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第10条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が校長と協議の上招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第13条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めるものとする。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第10条に反した場合

(3) 心身の故障のために職務を遂行することができない場合

(4) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育



委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(協議会の庶務)

第17条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(中津市立学校管理規則の一部改正)

2 中津市立学校管理規則(昭和33年中教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「意見を求めるため」の次に「、必要に応じ」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、法第47条の6第1項に規定する学校運営協議会を設置する場合は、この限りでない。

新旧対照表

○中津市立学校管理規則

改正後	改正前
<p>(学校評議員)</p> <p>第26条 学校に、校長が学校運営に関し意見を求めるため、<u>必要に応じ、学校評議員を置く。ただし、法第47条の6第1項に規定する学校運営協議会を設置する場合は、この限りでない。</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(学校評議員)</p> <p>第26条 学校に、校長が学校運営に関し意見を求めるため_____、学校評議員を置く。 _____</p> <p>2～4 略</p>

中津市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する  
条例の改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成30年10月19日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

# 中津市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要

## 1. 提案理由

学校運営協議会の設置に伴い、学校運営協議会委員の報酬の額を定めるもの。

なお、学校運営協議会の設置に関し必要な事項については、教育委員会規則において制定する。

(法令根拠：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6)

## 2. 内容

別表に学校運営協議会委員の項を追加し、報酬の額（6,000 円/年 ※学校評議員報償費と同額に設定）を定めるもの

## 3. 施行期日等

平成 31 年 4 月 1 日から施行

議第 号

中津市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について

中津市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように定める。

平成30年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

中津市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年中  
津市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中スクールソーシャルワーカーの項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	年額	6,000円	
-----------	----	--------	--

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

説 明

学校運営協議会の設置に伴い、委員の報酬について、本案のように改正いたしたく  
提出する。

新旧対照表

○中津市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例

改正後			改正前		
<p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職非常勤職員の報酬の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 特別職非常勤職員が公務のため旅行したとき及び特別職非常勤職員が任命権者の求めに応じてその職務に係る会議等に参加したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表(第2条、第3条関係)</p>			<p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職非常勤職員の報酬の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 特別職非常勤職員が公務のため旅行したとき及び特別職非常勤職員が任命権者の求めに応じてその職務に係る会議等に参加したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表(第2条、第3条関係)</p>		
区分	報酬の額		区分	報酬の額	
産業医	年額	190,000円	産業医	年額	190,000円
就学支援専門調査員	日額	6,100円	就学支援専門調査員	日額	6,100円
学校運営協議会委員	年額	6,000円			
スクールソーシャルワーカー	時間額	2,500円	スクールソーシャルワーカー	時間額	2,500円

中津市立幼稚園保育料等規則の改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成30年10月19日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

# 中津市保育料等規則の一部を改正する規則の概要

## 1. 提案理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法及び子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものの。

## 2. 制定の内容

- ①「市町村民税所得割合算額」の計算に当たって、指定都市居住者に不利益が生じないように、税源移譲前の旧税額により計算するもの
- ②未婚のひとり親について、地方税法上の寡婦控除が適用されたものとみなして、利用者負担額の階層区分を決定する際に用いる「市町村民税所得割合算額」を計算するための特例を設けるもの

## 3. 施行期日等

公布の日から施行し、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。



中津市立幼稚園保育料等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市立幼稚園保育料等規則の一部を改正する規則

中津市立幼稚園保育料等規則（平成28年中教規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の備考1中「属する者の所得割の額」の次に「(これらの者が同法第318条に規定する賦課期日において地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した額とする。）」を加え、同備考に後段として次のように加える。

この場合において、保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同政令第2条第2号に規定する男子に該当するときは、当該保護者の申請により地方税法第314条の2第1項第8号及び同条第3項の規定を準用して所得割の額の再計算を行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の中津市立保育料等規則の規定は、平成30年9月1日から適用する。

新旧対照表

○中津市立幼稚園保育料等規則

改正後	改正前
<p>(保育料等の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>備考</p> <p>1 この表において地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)は、保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者の所得割の額(これらの者が同法第318条に規定する賦課期日において地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した額とする。)を合算した額とする。この場合において、保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同政令第2条第2号に規定する男子に該当するときは、当該保護者の申請により地方税法第314条の2第1項第8号及び同条第3項の規定を準用して所得割の額の再計算を行うものとする。</p> <p>2～7 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(保育料等の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>備考</p> <p>1 この表において地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)は、保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者の所得割の額 _____</p> <p>_____</p> <p>_____を合算した額とする。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2～7 略</p> <p>2・3 略</p>

木村記念美術館・村上医家史料館・大江医家史料館・耶馬溪風物館の「文化の日」無料開放について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

平成30年10月19日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

# 木村記念美術館・村上医家史料館・大江医家史料館・耶馬溪風物館の「文化の日」無料開放について

多くの市民が気軽に芸術・歴史・文化に触れることができる機会にするとともに、各施設を広く PR するため、文化の日にあたる 11 月 3 日（土・祝）に施設の無料開放を行う。

木村記念美術館では平成 23 年度より、村上・大江医家史料館、耶馬溪風物館では平成 24 年度より「文化の日」無料開放を実施している。毎年、多くの来館者があり好評であるため、来館者から聞き取りを行うなどして、感想や意見を今後の企画や運営方針に反映させたい。

## ■「文化の日」無料開放期間入館者数 実績

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
	11/3(祝)	11/2(土)～ 11/3(日)	11/1(土)～ 11/3(祝)	11/1(土)～ 11/3(祝)	11/3(祝)	11/3(祝)	11/3(祝)
木村記念 美術館	176 名	144 名	114 名	62 名	80 名	80 名	74 名
村上医家 史料館		66 名	37 名	90 名	36 名	38 名	32 名
大江医家 史料館		40 名	86 名	106 名	47 名	45 名	27 名
耶馬溪 風物館		498 名	215 名	692 名	247 名	240 名	391 名

## ■平成 30 年度無料開放実施施設

- ・木村記念美術館（片端町）
- ・中津市歴史民俗資料館分館村上医家史料館（諸町）
- ・中津市歴史民俗資料館分館大江医家史料館（鷹匠町）
- ・耶馬溪風物館（本耶馬溪町曾木）

## ■平成 30 年度「文化の日」無料開放日時

平成 30 年 11 月 3 日（土・祝） 9：00～17：00

## ■その他

- ・当日は木村記念美術館で学芸員による展示解説を行います。  
14 時 00 分～ 30 分程度

# 10月 教育委員会 報告

日・曜	時間	催し物	場所	備考
5日(金)	:	神戸大学出前講座	中津北高校	人工知能の現在と今後の見通し
	:	アジアプロツアー2018ウェイクシリーズ最終戦 in 耶馬溪(～8日) 同時開催: 文部科学大臣賞第27回ウェイクボード全日本選手権大会(～8日)	耶馬溪アクアパーク	
6日(土)	9:00	なかつ水灯り2018(～11/25まで) ・まちなかアートプロジェクト  ・高橋匡太によるライティングプロジェクト	小幡記念図書館、木村記念美術館、南部まちなみ交流館など  日ノ出町商店街など	13日 ムーンリバーセレモニー(11月25日まで点灯) 21日 九州人形フェスティバル 27・28日 全国カルタ大会 11月10～18日 深耶馬 ライトアップ 18日 市民ミュージカル
	:	学問のススメのヒミツ		福澤記念館11月25日まで
10日(水)	:	九州都市教育長会議理事会		防犯カメラの課題などについて意見交換
	:	県教委と協議		教員免許失効の課題 県の研修等のあり方など協議
13日(土)	9:30	なかつまなびんぴっく(子ども中津検定)	中津市役所	62人参加、今後福澤検定も検討したい
	10:00	なかつ縄文体験学習会	道の駅中津遺跡公園	
	:	ワンパク! たんけん中津・玖珠(～14日)	耶馬溪～山国～玖珠	日本遺産関連として変更
14日(日)	8:00	第12回耶馬溪スポーツ祭	耶馬溪運動場	
15日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	
17日(水)	10:30	あかちゃんタイム&赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館	図書館から報告
18日(木)	:	情報機器選定委員会		今後の方向性協議
19日(金)	9:30	第96回台覧記念相撲大会	豊陽公園	
	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	
20日(土)	:	ウェストジャパンオープンウォータースキートーナメント(～21日)	耶馬溪アクアパーク	
21日(日)	9:00	沖代公民館まつり	沖代公民館	
	10:00	九州人形芝居フェスティバル	中津文化会館	
	:	福澤記念館、西澤教授ギャラリートーク		西澤教授は、今回力を入れて展示 今後、新中津学校の事業計画などを協議予定
22日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	
23日(火)	9:00	「ほめあうまち なかつ」	山口小学校	
24日(水)	9:00	「ほめあうまち なかつ」	真坂小学校	
25日(木)	9:00	「ほめあうまち なかつ」	秣・深水小学校	
26日(金)	:			
27日(土)	8:30	小倉百人一首競技かるた全国大会(～28日)	ダイハツ九州アリーナ	中津の良さもアピールしたい
	:	第72回読書週間企画展「大分県ゆかりの明治のひと」(～11/9まで)	小幡記念図書館	
28日(日)	9:00	北部公民館まつり	北部公民館	
29日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	
30日(火)	:			
31日(水)	:			

# 11月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場所	主催・担当課等	出席依頼者
1日(木)	:				
2日(金)	:				
3日(土)	8:45	小楠コミュニティーセンターまつり	小楠コミュニティーセンター	社会教育課	
	9:00	耶馬溪文化フェスティバル	耶馬溪公民館	耶馬溪支所地域振興課	
	9:00	市内4文化施設 文化の日無料開放	木村記念美術館、大江・村上医家資料館、耶馬溪風物館	社会教育課	
	10:00	「北村直登+ATELIER WORKS」ワークショップ	日ノ出町商店街(旧ササキ文具店)	社会教育課	
	13:00	「耶馬溪」誕生！200年記念祭頼山陽フォーラム	耶馬溪公民館	耶馬溪支所地域振興課	教育長
4日(日)	9:00	豊田公民館まつり 如水コミュニティーセンターまつり 三保文化祭・体育祭	豊田公民館 如水コミュニティーセンター 三保交流センター	社会教育課	
5日(月)	11:00	秋のおたのしみおはなし会	図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
6日(火)	:	B&G全国教育長会議	東京財団ビル	耶馬溪支所地域振興課	教育長
7日(水)	:				
8日(木)	:				
9日(金)	:				
10日(土)	17:00	耶馬溪ライトアップ「新・一目八景」(~18日)	一目八景展望台	社会教育課	
11日(日)	9:30	2018オリンピックデーラン中津大会	大貞総合運動公園野球場	体育・給食課	市長他
	9:00	南部公民館まつり 鶴居コミュニティーセンターまつり	南部公民館 鶴居コミュニティーセンター	社会教育課	
	10:00	「国東時間のモノづくりーヒトノカタチモノノイロ」 ワークショップ	南部まちなみ交流館	社会教育課	
12日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
13日(火)	:				
14日(水)	:				
15日(木)	:				
16日(金)	10:00	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
	16:30	「おとなが変れば子どもも変る」街頭活動	ゆめタウン中津店	社会教育課	
17日(土)	15:00	「ムーンリバー」ワークショップ「ボトルメールをつくらう」	日ノ出町商店街アーケード内	社会教育課	
18日(日)	8:45	今津校区ふれあいわいわいまつり	今津小学校	社会教育課	
	9:00	耶馬溪短文学大会	耶馬溪公民館	耶馬溪支所地域振興課	
	9:00	和田公民館まつり	和田公民館	社会教育課	
	14:00	ミュージカル「山国川奇譚 鶴市愛歌」	中津文化会館大ホール	社会教育課	
19日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
20日(火)	:				
21日(水)	10:30	あかちゃんタイム&赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
22日(木)	14:30	「中山忠彦展ー美の追求ー」アーティスト・ギャラリートーク	木村記念美術館	社会教育課	
23日(金)	:				
24日(土)	:				
25日(日)	9:00	第35回諭吉の里「なかつ」 ハーフマラソン・ウォーキング大会	三光総合運動公園	体育・給食課	市長他
26日(月)	:	市議会開会			
	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
27日(火)	:				
28日(水)	16:30	2018.Autumu Library Concert 小幡記念図書館で読書&音楽会	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
29日(木)	:				
30日(金)	:				